

保健センター単独庁舎区における窓口移設について

～精神・難病等の障害福祉窓口について～

1 対象区

保健センターが区役所庁舎と別庁舎となっている5区
(中村区、瑞穂区、港区、南区、緑区)

2 目的

転出入の手続きや制度利用にあたって、区役所と保健センターを往来する負担を軽減する(区役所庁舎内のみで手続きが完了する)

3 実施内容

保健センターにある保健予防課の窓口の一部を区役所庁舎内へ移設

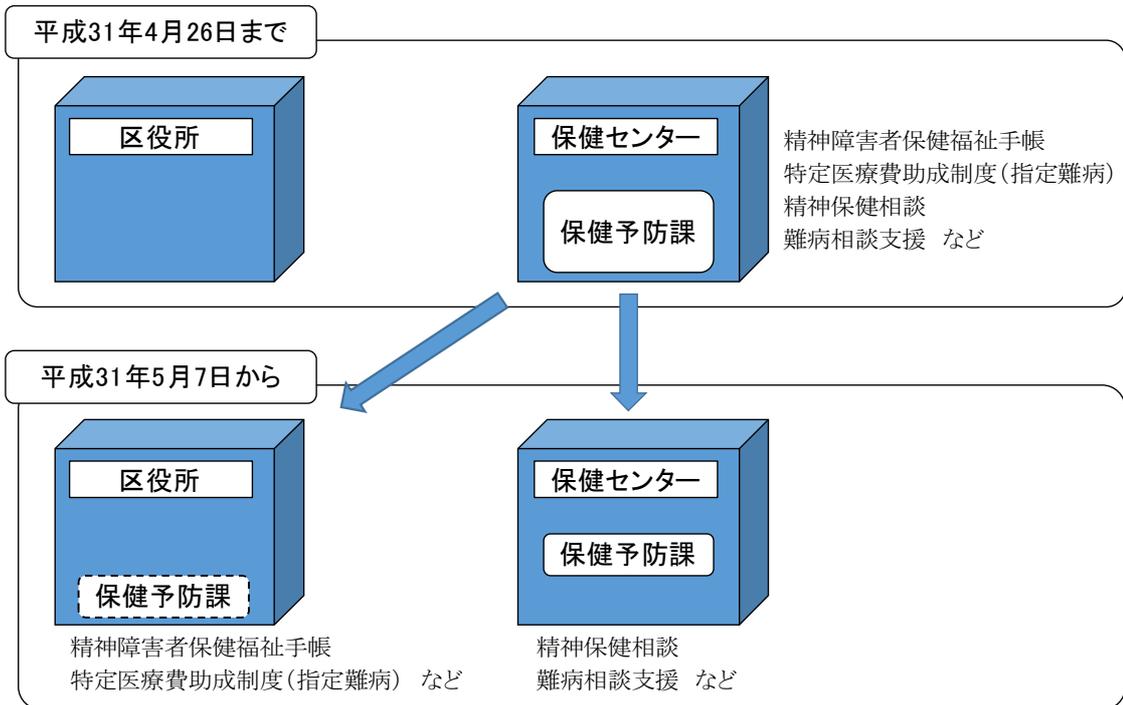
4 対象業務

区分	事業名
精神	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療(精神通院) ・福祉特別乗車券 ・障害福祉サービス ・重度精神障害者タクシー料金助成制度 ・市営住宅の福祉向入居募集 ・NHK放送受信料の減免 ・日常生活用具給付制度
難病	<ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費助成制度(指定難病) ・愛知県特定疾患医療給付事業 ・障害福祉サービス ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 ・スモンのはり・きゅう及びマッサージ施術事業 ・市営住宅の福祉向入居募集 ・日常生活用具給付制度 ・補装具費支給制度 ・福祉特別乗車券
障害児等福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療(育成医療) ・障害児通所支援サービス ・小児慢性特定疾病医療

5 実施時期

平成31年5月7日(火)

6 イメージ図



※ 窓口の一部を区役所庁舎内へ移設
移設した窓口業務以外については、引き続き保健センターにて受付

7 窓口の場所・電話番号

<4月26日(金)まで> 窓口：保健予防課保健感染症係

区	場 所	電話番号
中 村 区	保健センター4階	481-2294
瑞 穂 区	保健センター4階	837-3267
港 区	保健センター3階	651-6509
南 区	保健センター2階	614-2812
緑 区	保健センター2階	891-3621

<5月7日(火)から> 窓口：保健予防課(区役所内窓口)

区	場 所	電話番号
中 村 区	区役所2階	453-5371
瑞 穂 区	区役所1階	852-9221
港 区	区役所2階	654-9661
南 区	区役所1階	823-9374
緑 区	区役所1階	625-3881

※いずれの区も福祉課の隣に窓口設置

— 医 療 的 ケ ア 児 の 支 援 に 係 る 連 携 の 促 進 —

（ 背 景 ）

- 医療技術の進歩等を背景に、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児が増加
 （この10年間で約2倍に増加、名古屋市内における医療的ケア児は約400人～500人程度と推測される）
- 平成28年6月に児童福祉法が改正され、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健・医療・福祉・保育・教育などの各関連分野の連携体制に関する努力義務を規定



法改正の趣旨を受け、平成31年度から医療的ケア児の支援に関して各関係機関の連携を一層推進するための取り組みを開始する予定

【医療】（保健医療課・子ども福祉課・市医師会・県看護協会）

- 訪問診療や訪問看護体制など医療を受けながら生活することができる体制の確保
- 小児在宅医療に従事する医師の育成 等

【障害福祉】（子ども福祉課・障害企画課・障害者支援課・サービス提供事業所）

- 医療的ケアに対応できる短期入所や障害児通所支援等の福祉サービスの提供
- 障害児福祉計画等を利用しながら計画的な体制を整備 等



【保健】（子育て支援課・保健センター）

- 未熟児訪問指導等母子保健施策を通じて把握した医療的ケア児の保護者への情報提供 等

【保育】（保育企画室・保育運営課・保育所）

- 各園における子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案した対応等

【教育】（教育委員会・学校・園）

- 学校への看護師の配置等、医療的ケアに対応するための体制整備 等

《関係機関の連携促進》

- ★協議の場の設置
- ★実態把握調査
- ★コーディネータ養成研修

《医療的ケア児者の実態把握調査》

1. 趣旨・背景

近年の医療技術の進歩等を背景に人工呼吸器やたんの吸引など医療的ケアを必要とする障害児が増えており、平成28年6月に児童福祉法が改正され、地方公共団体に医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう努力義務が規定された。医療的ケア児が地域で安心して生活できるよう計画的に体制を整備するためには、そもそも対象者である医療的ケア児の地域ごとの人数把握を始め、支援ニーズや社会資源などを客観的に把握し分析を行ったうえ、適切な情報を活用しつつ施策を計画・実施していく必要がある。

このため、市内における医療的ケア児の数や必要としている医療的ケアの内容、支援ニーズなどを把握し、行政として施策を推進していくための基礎資料を得ることを目的として実施するもの。なお、医療的ケア児の実態は刻々と変化していくことが想定されることから、今後もある程度定期的の実施する必要がある。

なお、医療的ケア児は市内の医療機関等の支援だけで完結しない事例も想定されることから、本調査は愛知県と同時期・同等内容で行うものとし、事業者または対象者の所在・居住により愛知県と名古屋市の分担を設けて両調査結果の集約を行う。また、障害児から障害者への接続の観点も考慮し、介護保険の対象外である39歳までを調査対象とする。

2. 事業内容案

(ア) 医療的ケア児数調査（一次調査）

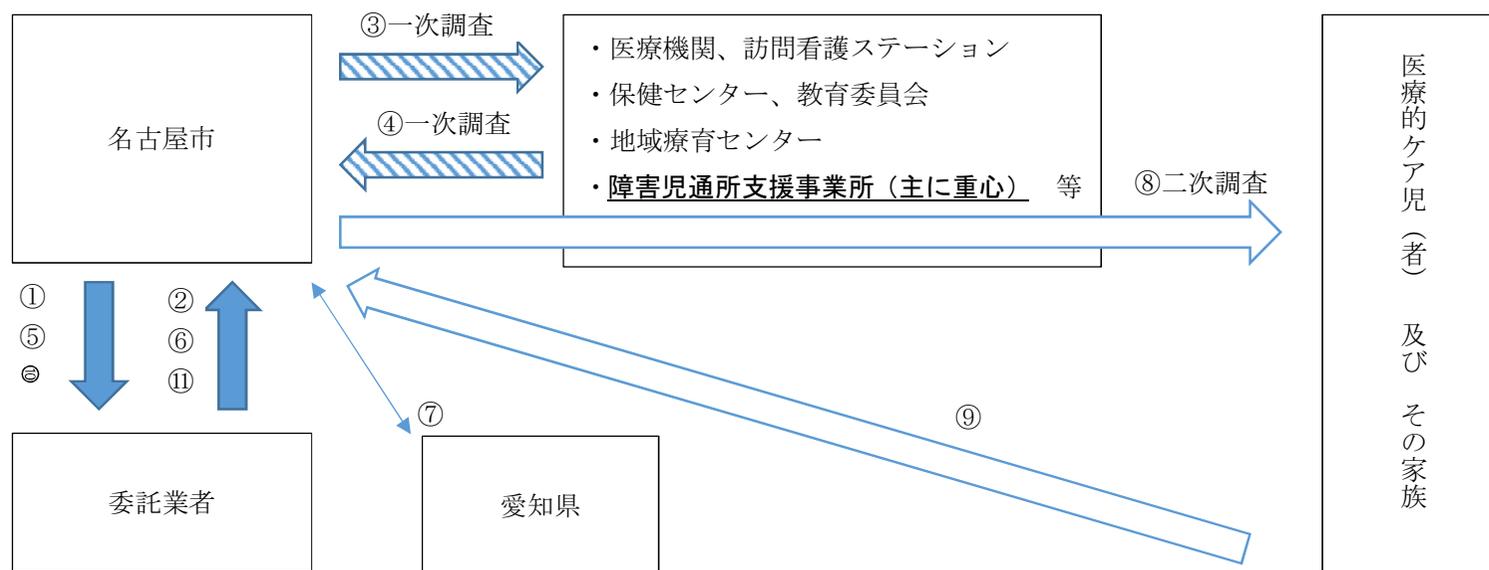
医療的ケア児の人数を把握するために、ライフステージ別に関係医療機関、訪問看護ステーションや障害福祉サービス事業所等へ該当者リストの提出を求め、対象者数を精査する。

【調査対象機関】保健センター、医療機関、訪問看護ステーション、地域療育センター、障害児通所支援事業所（主に重症心身障害児を対象）、障害福祉サービス事業所、教育委員会など

(イ) 支援ニーズ調査（二次調査）

無記名式のアンケート調査を実施する。一次調査で該当者のいる医療機関等にアンケート用紙を配布し、対象者へ手渡ししていただき、返信封筒を使用して無記名で名古屋市に返信していただき、支援ニーズの整理分析を行う。

(ウ) 事務の流れ及び想定スケジュール



日程	内容
31年4月	【一次】①送付先データ収集、発送準備 ②発送物品納品 ③医療機関等へ対象者リスト等の提出依頼
7月	【一次】④医療機関等から対象者リスト等の提出
8月	【一次】⑤対象者リストのデータ入力・集計作業
8月～10月	【一次】⑥集計後のデータを納品 ⑦愛知県と名古屋市のデータの相互確認 【二次】⑧ニーズ調査を対象者へ送付
11月	【二次】⑨調査票の回収 ⑩委託業者へ受け渡し後、集計作業
12月	【二次】報告書内容の検討
32年3月	【二次】⑪報告書の納品